

「輸出貿易管理令の運用について」等の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）

改正後	現行
<p>0 [略]</p> <p>1 輸出の許可</p> <p>1-0 [略]</p> <p>1-1 輸出の許可</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 輸出許可申請</p> <p>(イ)・(ロ) [略]</p> <p>(ハ) 輸出許可申請書の添付書類は、次のとおりとする。</p> <p>(a) 申請理由書 1通</p> <p>[略]</p> <p>(注1) [略]</p> <p>(注2) 次のいずれかの場合（特に指示する場合はこの限りではない。）に限り、輸出許可・役務（プログラム）取引許可申請内容明細書（平成24年4月2日付け「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（平成23・03・23貿局第1号・輸出注意事項24第18号）」の別記1（ア）参照）をもって申請理由書とする。ただし、輸出許可証又は輸出許可・承認証の訂正、変更、分割及び再交付をする場合を除く。</p> <p>①輸出令別表第1の2から15までの項の中欄に掲げる貨物。ただし、次に該当する場合を除く。</p> <p>イ 輸出令別表第1の2の項（3）、（4）、（6）、（8）又は（10）に掲げる貨物として貨物等省令第1条第三号（試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物（治験薬を含む。）又は医薬品として使用されるもののうち、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が1キログラム未満のものに限る。）、第四号ロ、第六号（リチウムの同位元素の分離用の装置に限る。）、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物であって、別表第1の別紙の（注）に定める「<u>い地域①</u>」（以下ロからトまで及びリからルまでにおいて同じ。）又は「<u>り地域</u>」（以下ロからルまでにおいて同じ。）を仕向地とするもの</p> <p>ロ 輸出令別表第1の2の項（9）又は（11）から（52）までに掲げる貨物であって、「<u>い地域①</u>」又は「<u>り地域</u>」を仕向地とするもの</p>	<p>0 [略]</p> <p>1 輸出の許可</p> <p>1-0 [略]</p> <p>1-1 輸出の許可</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 輸出許可申請</p> <p>(イ)・(ロ) [略]</p> <p>(ハ) 輸出許可申請書の添付書類は、次のとおりとする。</p> <p>(a) 申請理由書 1通</p> <p>[略]</p> <p>(注1) [略]</p> <p>(注2) 次のいずれかの場合（特に指示する場合はこの限りではない。）に限り、輸出許可・役務（プログラム）取引許可申請内容明細書（平成24年4月2日付け「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（平成23・03・23貿局第1号・輸出注意事項24第18号）」の別記1（ア）参照）をもって申請理由書とする。ただし、輸出許可証又は輸出許可・承認証の訂正、変更、分割及び再交付をする場合を除く。</p> <p>①輸出令別表第1の2から15までの項の中欄に掲げる貨物。ただし、次に該当する場合を除く。</p> <p>イ 輸出令別表第1の2の項（3）、（4）、（6）、（8）又は（10）に掲げる貨物として貨物等省令第1条第三号（試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物（治験薬を含む。）又は医薬品として使用されるもののうち、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が1キログラム未満のものに限る。）、第四号ロ、第六号（リチウムの同位元素の分離用の装置に限る。）、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物であって、別表第1の別紙の（注）に定める「<u>い地域①</u>」（以下ロからトまで及びリからルまでにおいて同じ。）を仕向地とするもの</p> <p>ロ 輸出令別表第1の2の項（9）又は（11）から（52）までに掲げる貨物であって、「<u>い地域①</u>」を仕向地とするもの</p>

ハ 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物のうち貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物であって、「い地域①」又は「り地域」を仕向地とするもの(貨物等省令第2条第1項第一号へに該当する貨物であって、「り地域」を仕向地とするものを除く。)

ニ 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物のうち貨物等省令第2条第1項第二号又は第三号へからヤまでのいずれかに該当する貨物であって、「い地域①」又は「り地域」を仕向地とするもの

ホ 輸出令別表第1の3の項(2)又は3の2の項の中欄に掲げる貨物であって、「い地域①」又は「り地域」を仕向地とするもの

ヘ 輸出令別表第1の3の項(3)に掲げる貨物であって、「い地域①」又は「り地域」を仕向地とするもの

ト 輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物であって、「い地域①」又は「り地域」を仕向地とするもの

チ 輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物(告示で定める貨物及び輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当するものを除く。)であって、別表第1の別紙の(注)に定める「と地域①」又は「り地域」を仕向地とするもの(貨物等省令第4条第十四号ロ又は貨物等省令第6条第十九号に該当する貨物であって、「り地域」を仕向地とするものを除く。)

リ 輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物のうち告示で定める貨物であって、「い地域①」又は「り地域」を仕向地とするもの

ヌ 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当する貨物であって、「い地域①」、別表第1の別紙の(注)に定める「ち地域」又は「り地域」を仕向地とするもの

ル 輸出令別表第1の14又は15の項の中欄に掲げる貨物であって、「い地域①」又は「り地域」を仕向地とするもの

②-1・②-2 [略]

(注3) [略]

(b)～(d) [略]

(二)・(ホ) [略]

(3)～(6) [略]

(7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可

(イ)～(ハ) [略]

(二) 輸出許可

(a)・(b) [略]

ハ 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物のうち貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物であって、「い地域①」を仕向地とするもの

ニ 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物のうち貨物等省令第2条第1項第二号又は第三号へからヤまでのいずれかに該当する貨物であって、「い地域①」を仕向地とするもの

ホ 輸出令別表第1の3の項(2)又は3の2の項の中欄に掲げる貨物であって、「い地域①」を仕向地とするもの

ヘ 輸出令別表第1の3の項(3)に掲げる貨物であって、「い地域①」を仕向地とするもの

ト 輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物であって、「い地域①」を仕向地とするもの

チ 輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物(告示で定める貨物及び輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当するものを除く。)であって、別表第1の別紙の(注)に定める「と地域①」を仕向地とするもの

リ 輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物のうち告示で定める貨物であって、「い地域①」を仕向地とするもの

ヌ 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当する貨物であって、「い地域①」又は別表第1の別紙の(注)に定める「ち地域」を仕向地とするもの

ル 輸出令別表第1の14又は15の項の中欄に掲げる貨物であって、「い地域①」を仕向地とするもの

②-1・②-2 [略]

(注3) [略]

(b)～(d) [略]

(二)・(ホ) [略]

(3)～(6) [略]

(7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可

(イ)～(ハ) [略]

(二) 輸出許可

(a)・(b) [略]

(c) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号イからハまで又は第三号イからタまでのいずれかに該当する貨物の輸出であって、別表第1の別紙の(注)に定める「い地域①」、「は地域①」、「は地域②」及び「り地域」以外の地域を仕向地とするものについては、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の規定により、輸出の許可を行わない。

(d) 貨物等省令第2条第1項第三号イからホまでのいずれかに該当する貨物の輸出であって、別表第1の別紙の(注)に定める「い地域①」、「は地域①」、「は地域②」又は「り地域」を仕向地とするものについては、当該輸出の50日前までに経済産業省に許可申請を行うことを必要とする。

(e) [略]

(8) [略]

2～13 [略]

別表第1 輸出許可等事務の取扱区分

1～4 [略]

別紙 輸出令別表第1貨物に係る許可事務の取扱区分

1 経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の許可を行う貨物

(1)～(3) [略]

(4) 輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8)又は(10)に掲げる貨物として貨物等省令第1条第三号(試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。))又は医薬品として使用されるもののうち、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が1キログラム未満のものに限る。)、第四号ロ、第六号(リチウムの同位元素の分離用の装置に限る。)、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物であって、「い地域①」、「い地域②」又は「り地域」を仕向地とするもの

(5) 輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)までに掲げる貨物であって、「い地域①」、「い地域②」又は「り地域」を仕向地とするもの(下記2の(4)に掲げるものを除く。)

(6) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物であって、「い地域①」、「は地域①」又は「り地域」を仕向地とするもの(下記の2の(5の2)に掲げるものを除く。)

(7) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号又は第三号へからヤまでのいずれかに該当する貨物であって、「い地域①」、「は地域①」又は「り地域」を仕向地とするもの

(8) 輸出令別表第1の3の項(2)又は3の2の項の中欄に掲げる貨物で

(c) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号イからハまで又は第三号イからタまでのいずれかに該当する貨物の輸出であって、別表第1の別紙の(注)に定める「い地域①」、「は地域①」及び「は地域②」以外の地域を仕向地とするものについては、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の規定により、輸出の許可を行わない。

(d) 貨物等省令第2条第1項第三号イからホまでのいずれかに該当する貨物の輸出であって、別表第1の別紙の(注)に定める「い地域①」、「は地域①」又は「は地域②」を仕向地とするものについては、当該輸出の50日前までに経済産業省に許可申請を行うことを必要とする。

(e) [略]

(8) [略]

2～13 [略]

別表第1 輸出許可等事務の取扱区分

1～4 [略]

別紙 輸出令別表第1貨物に係る許可事務の取扱区分

1 経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の許可を行う貨物

(1)～(3) [略]

(4) 輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8)又は(10)に掲げる貨物として貨物等省令第1条第三号(試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。))又は医薬品として使用されるもののうち、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が1キログラム未満のものに限る。)、第四号ロ、第六号(リチウムの同位元素の分離用の装置に限る。)、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物であって、「い地域①」又は「い地域②」を仕向地とするもの

(5) 輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)までに掲げる貨物であって、「い地域①」又は「い地域②」を仕向地とするもの(下記2の(4)に掲げるものを除く。)

(6) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物であって、「い地域①」又は「は地域①」を仕向地とするもの

(7) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号又は第三号へからヤまでのいずれかに該当する貨物であって、「い地域①」又は「は地域①」を仕向地とするもの

(8) 輸出令別表第1の3の項(2)又は3の2の項の中欄に掲げる貨物で

- あって、「い地域①」、「は地域①」又は「り地域」を仕向地とするもの
 (8の2) 輸出令別表第1の3の項(3)に掲げる貨物であって、「い地域①」、「は地域①」又は「り地域」を仕向地とするもの
 (9) 輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物であって、「い地域①」、「ほ地域」又は「り地域」を仕向地とするもの(下記の2の(11)及び(17)に掲げるものを除く。)
 (10) 輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物(告示で定める貨物を除く。)であって、「と地域①」を仕向地とするもの(下記の(10の2)、2の(11の2)、(11の3)、(15)、(16)及び(17の2)から(19)までに掲げるものを除く。)
 (10の2) 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当する貨物であって、「い地域①」又は「り地域」を仕向地とするもの
 (11) 告示で定める貨物又は輸出令別表第1の14若しくは15の項の中欄に掲げる貨物であって、「い地域①」又は「り地域」を仕向地とするもの(下記2の(15)及び(16)に掲げるものを除く。)

2 安全保障貿易審査課において輸出の許可を行う貨物

- (1)～(5) [略]
 (5の2) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第2条第1項第一号へに該当する貨物であって、「り地域」を仕向地とするもの
 (6) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第三号イからホまでのいずれかに該当する貨物であって、「い地域①」、「は地域①」、「は地域②」又は「り地域」を仕向地とするもの
 (7)～(11) [略]
 (11の2) 輸出令別表第1の5の項(17)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第4条第十四号ロに該当する貨物であって、「り地域」を仕向地とするもの
 (11の3) 輸出令別表第1の7の項(19)に掲げる貨物として貨物等省令第6条第十九号に該当する貨物であって、「り地域」を仕向地とするもの
 (12)～(19) [略]
 (注) 「い地域①」から「り地域」までの各地域とは、それぞれの地域名の欄において丸印を付した項に該当する左欄に掲げる国・地域をいう。

国・地域	地域名			
	い地域①	[略]	ち地域	り地域

- あって、「い地域①」又は「は地域①」を仕向地とするもの
 (8の2) 輸出令別表第1の3の項(3)に掲げる貨物であって、「い地域①」又は「は地域①」を仕向地とするもの
 (9) 輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物であって、「い地域①」又は「ほ地域」を仕向地とするもの(下記の2の(11)及び(17)に掲げるものを除く。)
 (10) 輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物(告示で定める貨物を除く。)であって、「と地域①」を仕向地とするもの(下記の(10の2)、2の(15)、(16)及び(17の2)から(19)までに掲げるものを除く。)
 (10の2) 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当する貨物であって、「い地域①」を仕向地とするもの
 (11) 告示で定める貨物又は輸出令別表第1の14若しくは15の項の中欄に掲げる貨物であって、「い地域①」を仕向地とするもの(下記2の(15)及び(16)に掲げるものを除く。)

2 安全保障貿易審査課において輸出の許可を行う貨物

- (1)～(5) [略]
 [新設]
 (6) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第三号イからホまでのいずれかに該当する貨物であって、「い地域①」、「は地域①」又は「は地域②」を仕向地とするもの
 (7)～(11) [略]
 [新設]
 [新設]
 (12)～(19) [略]
 (注) 「い地域①」から「ち地域」までの各地域とは、それぞれの地域名の欄において丸印を付した項に該当する左欄に掲げる国・地域をいう。

国・地域	地域名			
	い地域①	[略]	ち地域	[新設]

アイスランド ～ タイ	[略]	[略]	[略]	
大韓民国	<u>(削る)</u>	[略]		○
台湾 ～ その他の地域	[略]	[略]	[略]	

別表第2～別表第7 [略]

アイスランド ～ タイ	[略]	[略]	[略]	
大韓民国	○	[略]		
台湾 ～ その他の地域	[略]	[略]	[略]	

別表第2～別表第7 [略]